

第4章 計画の成果目標

1 第6期障がい福祉計画の成果目標について

(1) 福祉施設入所利用者の地域生活への移行の促進

福祉施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本指針に基づき、令和5年度における数値目標を設定します。

＜成果目標に関する国の基本的な考え方＞

① 施設入所者の地域生活への移行

国基準に沿った目標設定とし、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本として設定

② 施設入所者の削減数

国基準に沿った目標設定とし、令和元年度末時点の施設入所者数から令和5年度末までに1.6%以上削減することを基本として設定

■第6期計画における目標設定

	項目	数値	考え方
基準値	令和元年度末時点の入所者数 (A)	18人	令和元年度末時点の施設入所者数
目標値	①令和5年度末の地域生活 移行者数 (B)	2人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
		11.1%	移行割合 (B/A)
目標値	②令和5年度末の削減見込数 (C)	1人	施設入所者の削減見込数
		5.6%	削減割合 (C/A)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、国が定める基本指針に基づき、令和5年度における数値目標を設定します。

<成果目標に関する国の基本的な考え方>

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする（都道府県が設定）【新規】

令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を目標値として設定（目標値は入院受療率等に基づく算定値から各都道府県で設定）

入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とする（都道府県が設定）

■第6期計画における目標設定

項目	数値	考え方
基準値 令和元年時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数 (A)	13人	
目標値 ①令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数 (B)	12人	
	92.3%	割合(B/A)
目標値 ②令和5年度末の削減見込数 (C)	1人	
	7.7%	削減割合(C/A)

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、国が定める基本指針に基づき、令和5年度における数値目標を設定します。

<成果目標に関する国の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運営状況を検証及び検討することを目標として設定

項 目	第6期 目標値	考 え 方
整備箇所数	4箇所	令和5年度末までに圏域において4箇所整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設の利用者の一般就労への移行については、国が定める基本指針に基づき、令和5年度における数値目標を設定します。

<成果目標に関する国の基本的な考え方>

① 一般就労への移行者数の増加

国の目標設定の考え方及び実績等を踏まえ、令和5年度中の一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを目標として設定

② 就労移行支援事業等の利用者数

国基準に沿った目標設定とし、令和5年度中の就労移行支援利用者数を令和元年度実績の1.30倍以上とすることを目標として設定

また、令和5年度中の就労継続支援A型利用者数を令和元年度実績の1.26倍以上とすることを目標として設定【新規】

令和5年度中の就労継続支援B型利用者数を令和元年度実績の1.23倍以上とすることを目標として設定【新規】

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

国基準に沿った目標設定とし、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを目標として設定

④ 就労定着支援による就労定着率の増加

国基準に沿った目標設定とし、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標として設定

■第6期計画における目標設定

項 目		数 値	考 え 方
基準値	福祉施設から一般就労への 移行者数 (A)	1人	令和元年度において、福祉施設から 一般就労に移行した者の数
目標値	①目標年度（令和5年度）の 一般就労移行者数 (B)	2人	令和5年度中に、福祉施設から一般 就労に移行する者の数
		1.27倍 以上	(B/A)
基準値	就労移行支援事業の利用者数 (C)	0人	令和元年度末時点の一般就労に移行 した就労移行支援事業の利用者数
目標値	②目標年度（令和5年度）の 就労移行支援事業利用者数 (D)	1人	令和5年度における一般就労に移行 した就労移行支援事業利用者数
		1.30倍 以上	(D/C)
基準値	就労継続支援A型利用者数 (C)	1人	令和元年度末時点の一般就労に移行 した就労継続支援A型の利用者数
目標値	③目標年度（令和5年度）の就労 継続支援A型利用者数 (D)	2人	令和5年度における一般就労に移行 した就労継続支援A型利用者数
		1.26倍 以上	(D/C)
基準値	就労継続支援B型利用者数 (C)	0人	令和元年度末時点の一般就労に移行 した就労継続支援B型の利用者数
目標値	④目標年度（令和5年度）の就労 継続支援B型利用者数 (D)	1人	令和5年度における一般就労に移行 した就労継続支援B型利用者数
		1.23倍 以上	(D/C)
目標値	⑤目標年度（令和5年度）の就労 定着支援利用者数 (E)	7割	(E/令和5年度の就労定着支援事業 を利用)
目標値	⑥就労定着支援事業所のうち就 労定着率が8割以上の事業所 の割合	7割以上	

(5) 相談支援体制の充実・強化等【新設】

<成果目標に関する国の基本的な考え方>

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標に設定。令和5年度末までに基幹相談支援センターをすべての市町村において設置する。

■第6期計画の目標

関係機関とのネットワークの構築の強化、相談支援体制の充実を目指します。また、基幹相談支援センターについては、圏域において整備を検討していきます。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新設】

<成果目標に関する国の基本的な考え方>

令和5年度末までに、市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを目標に設定。

■第6期計画の目標

国の基本的な考え方を踏まえて、令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを目指します。主に、奈良県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に参加し職員の質の向上を目指します。

2 第2期障がい児福祉計画の成果目標について

(1) 児童発達支援センターの整備

障がい児支援の提供体制の整備については、国が定める基本指針に基づき、令和5年度における数値目標を設定します。

<成果目標に関する国の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本に目標を設定。

■第2期計画の目標

項目	第2期目標値	考え方
整備箇所数	1箇所	令和5年度末までに圏域において1箇所整備

(2) 保育所等訪問支援

<成果目標に関する国の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本に目標を設定。その際には、(1)の目標と連動して、各市町村に設置される児童発達支援センターが保育所等訪問支援の実施主体となるよう努められたい。

■第2期計画の目標

項目	第2期目標値	考え方
体制の構築	3	平成29年度末までに利用できる体制を2箇所構築済み 令和5年度末までに1箇所増加して利用できる体制を強化する

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

<成果目標に関する国の基本的な考え方>

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本に目標を設定。

■第2期計画の目標

ア) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備

項目	第2期目標値	考え方
整備箇所数	1箇所	令和5年度末までに圏域において1箇所整備

イ) 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備

項目	第2期目標値	考え方
整備箇所数	1箇所	令和5年度末までに圏域において1箇所整備

(4) 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

<成果目標に関する国の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本に目標を設定。

ア) 医療的ケア児のための協議の場の設置

項目	第2期目標値	考え方
整備箇所数	1箇所	令和5年度末までに圏域において1箇所整備
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	1	圏域において配置を検討